

学校給食費検討資料

1 学校給食の現状

(1) 給食提供までの流れ

各学校では給食費を保護者から徴収し、徴収した給食費を公益財団法人横須賀市学校給食会（以下「学校給食会」という）に預託している。

給食の献立については、栄養教諭等が給食費、栄養価、調理作業等を考慮した案を作成し、学校長や教育委員会職員などで構成している「基準献立物資検討委員会」で検討後決定する。

献立が決定すると、献立に必要な給食用物資を、学校給食会が一括で発注する。

発注を受けた業者は、指定日に食材を各学校に配送し、各学校で調理した給食が児童等に提供される。

なお、業者への支払いは学校給食会が各学校からの預託金から一括で行っている。

(2) 現状の課題

本市の給食費は平成 21 年 4 月に現在の額に改定した後は、保護者の負担を考慮し、額を据え置いている。

一方で、給食の献立は栄養価を最優先に考慮して作成しているが、現在の給食費で作成する献立では、栄養価の中に国の基準より低いものがあり、来年度も給食費を据え置くと物価の上昇によりさらに栄養価が下がった献立になるといった課題がある。

(3) 現在の給食費の額

区分	基準回数	1食平均単価	月額	年額	備考
①小学校児童	190	230	4,000	44,000	
②ろう学校児童	190	230	4,000	44,000	小学校児童と同額
③ろう学校生徒 (中学校・高校)	190	280	4,800	52,800	必要な栄養価の観点から 小学校児童の1.2倍
④ろう学校幼児	190	190		36,100	ろう学校幼児は栄養価の観 点から小学校児童の0.8倍 (対象者数が少数のため、 月額の給食費の設定なし)
⑤養護学校児童生徒	181	240	4,000	44,000	養護学校は喫食数が9食 少ないが、養護学校児童 生徒が喫食できる献立での 提供のため、1食単価が 高く月額の給食費は小学校 児童と同額
⑥教職員 (養護学校・ 中学校以外)	190	280	4,800	52,800	喫食量の観点から小学校 児童の1.2倍
⑦養護学校教職員	181	290	4,800	52,800	養護学校は喫食数が9食 少ないが、養護学校用の 献立のため、1食単価が 高く月額の給食費は他の 教職員と同額
⑧中学校生徒 教職員	148	52	700	7,700	牛乳のみ(実費相当分)

2 平成 30 年度小学校給食費について

(1) 給食費についての考え方

現在の献立では栄養価が国の基準よりも低いという課題があるが、一方で栄養価を上げると給食費が値上げとなり保護者の負担増となってしまう。

そのため提示する給食費案は、現在の給食費の額を基準に栄養価の視点を盛り込んだものとしている。

(2) 給食費案

案 1 平成 29 年度と同額の給食費の額

保護者の負担を考慮し、給食費の額を平成 29 年度と同額とする。

8 年間給食費の額を据え置いているため、食材費全体の物価の上昇や、天候不良による野菜等の価格高騰により、使用する予定の食材の量を減らす、冷凍野菜等を使用する等の変更をしなければならず、給食から摂取する栄養価は下降傾向にある。給食費を据え置くと平成 30 年度も同様の傾向となる。

案 2 平成 29 年度の栄養価を維持できる給食費の額

平成 29 年度の栄養価を維持できる給食費の額とする。

平成 29 年度の栄養価を維持できる献立を作成するには、1 食単価 10 円の値上げとなる。(値上げ率 2.5%)

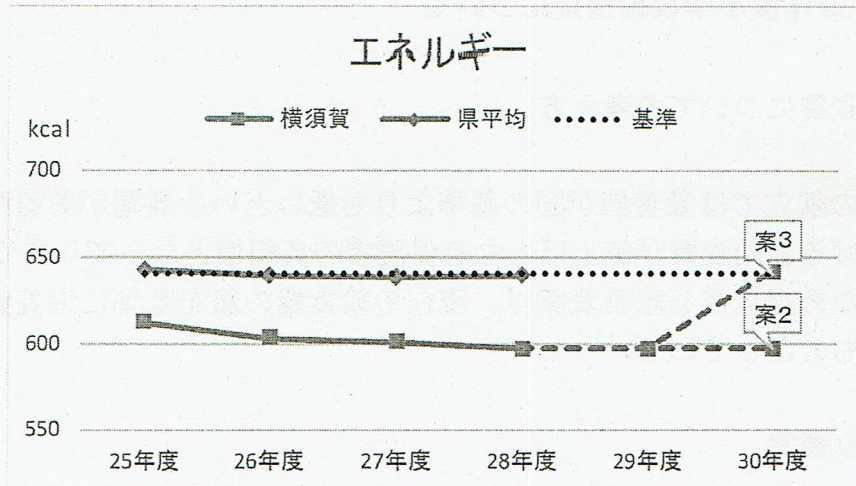
案 3 国の基準まで栄養価を高めた給食費の額

児童生徒の発育に重要なエネルギー、カルシウムを国の基準まで高めた給食費の額とする。

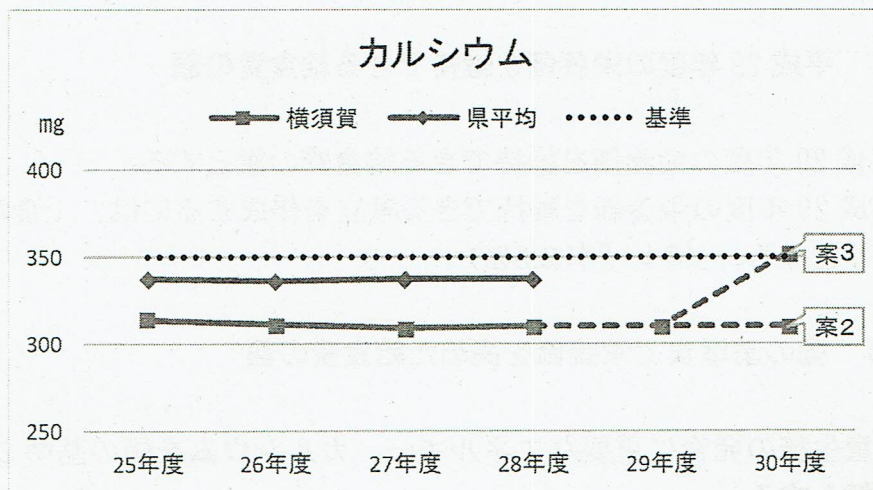
国の基準まで栄養価を高めた献立にするには平成 29 年度に比べ、1 食単価 30 円の値上げとなる。(値上げ率 12.5%)

(円)

	基準回数	1 食単価	月額	年額	値上額 月額(年額)
案1:平成 29 年度と同額の給食費	190	230	4,000	44,000	0
案2:平成 29 年度の栄養価を維持した給食費	190	240	4,100	45,100	100(1,100)
案3:国の基準まで栄養価を高めた給食費	190	260	4,500	49,500	500(5,500)



	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度
横須賀案2	613	603	601	597	597	597
横須賀案3	613	603	601	597	597	640
県平均	643	639	638	639	640	640
国基準	640	640	640	640	640	640



	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度
横須賀案2	314	311	309	310	310	310
横須賀案3	314	311	309	310	310	350
県平均	338	337	338	338	338	338
国基準	350	350	350	350	350	350

3 平成 30 年度ろう学校・養護学校・教職員の給食費（案）について

(1) 給食費についての考え方

小学校の給食費を基準に現在の給食費の額の考え方を踏襲し、それぞれの給食費の額を設定した案としている。

(2) 給食費案

案 1 平成 29 年度と同額の給食費の額

(円)

区分	基準 回数	1 食単価	月額	年額	値上額 月額(年額)
①小学校児童	190	230	4,000	44,000	0
②ろう学校児童	190	230	4,000	44,000	0
③ろう学校生徒 (中学校・高等学校)	190	280	4,800	52,800	0
④ろう学校幼児	190	190	3,300	36,300	(200)
⑤養護学校児童生徒	181	240	4,000	44,000	0
⑥教職員 (養護学校・中学校以外)	190	280	4,800	52,800	0
⑦養護学校教職員	181	290	4,800	52,800	0

案2 平成29年度の栄養価を維持した給食費の額

(円)

区分	基準回数	1食単価	月額	年額	値上額 月額(年額)
①小学校児童	190	240	4,100	45,100	100 (1,100)
②ろう学校児童	190	240	4,100	45,100	100 (1,100)
③ろう学校生徒 (中学校・高等学校)	190	280	4,900	53,900	100 (1,100)
④ろう学校幼児	190	195	3,400	37,400	(1,300)
⑤養護学校児童生徒	181	250	4,100	45,100	100 (1,100)
⑥教職員 (養護学校・中学校以外)	190	280	4,900	53,900	100 (1,100)
⑦養護学校教職員	181	300	4,900	53,900	100 (1,100)

案3 平成29年度の栄養価を維持した給食費の額

(円)

区分	基準回数	1食単価	月額	年額	値上がり額 (年額)
①小学校児童	190	260	4,500	49,500	500 (5,500)
②ろう学校児童	190	260	4,500	49,500	500 (5,500)
③ろう学校生徒 (中学校・高等学校)	190	310	5,300	58,300	500 (5,500)
④ろう学校幼児	190	210	3,600	39,600	(3,500)
⑤養護学校児童生徒	181	270	4,500	49,500	500 (5,500)
⑥教職員 (養護学校・中学校以外)	190	310	5,300	58,300	500 (5,500)
⑦養護学校教職員	181	320	5,300	58,300	500 (5,500)

4 平成 30 年度の中学校生徒・教職員の給食費（案）について

(1) 給食費についての考え方

中学校は牛乳のみの提供で、定額で年額 7,700 円としている。

基準回数は給食実施年度の牛乳単価によって異なり、平成 29 年度は牛乳単価が 52 円、基準回数 148 回となっている。

なお、中学校の給食費は平成 27 年 4 月に月額 550 円を 700 円に改定したばかりで、平成 30 年度は給食費の改定要素が無いため、平成 29 年度と同額とする。

(2) 給食費案

区分	基準回数※	1食平均単価	月額	年額	値上がり額 (年額)
中学校生徒 教職員	148	52	700	7,700	0

※基準回数は牛乳の単価によって変動する可能性がある。